

（目的）

第1条 この要綱は、緑化の推進及び良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区内に植栽する苗木の支給（以下「苗木支給」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象地）

第2条 苗木支給の対象地は、次に掲げる要件に該当する農地とする。

- （1） 八王子都市計画生産緑地地区に指定されている農地であること。
- （2） 生産緑地地区内で現に農業の用に供されている農地以外に農業等に支障のない範囲が存在すること。
- （3） 公害の防止、災害対策又は農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があるものであること。

（苗木支給本数）

第3条 苗木支給は、農業等に支障のない範囲の面積に応じ、次に掲げる割合で1回限り支給する。

- （1） 高木 約10平方メートルについて1本の割合
- （2） 低木 約10平方メートルについて3本の割合

（苗木支給申請等）

第4条 苗木の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市生産緑地苗木支給申請書（第1号様式（様式略））に市長が必要と認める書類等を添え、市長に提出しなければならない。

（苗木支給の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による苗木支給の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、苗木支給をすべきものと認めたときは、苗木支給の決定をし、八王子市生産緑地苗木支給決定通知書（第2号様式（様式略））により、申請者にその旨を通知するものとする。

（苗木支給）

第6条 市長は、申請者の同意に基づき、交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。